

普及活動の成果

様式6 (左)

課題名 : 担い手への農地集積と耕作放棄地の有効活用
活動対象 : 佐世保市、小値賀町、佐々町

振興局名 : 県北振興局
実施期間 : 平成29年4月～平成30年3月

【対象の概要】

生産基盤の強化又は規模拡大に取り組む農家及び組織

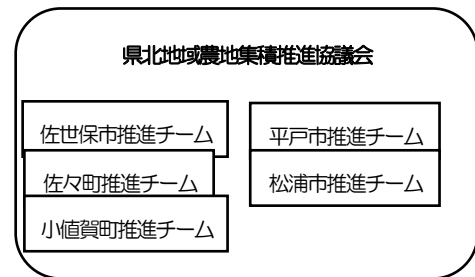
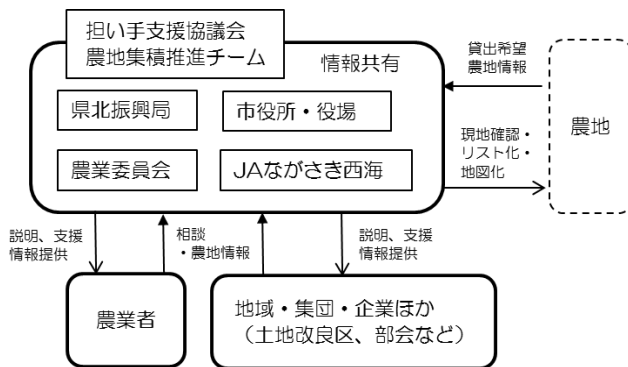
【課題設定の背景】

1. 農地貸借を通して認定農業者を中心とした地域の担い手への農地集積が進んでいるものの、農業者の高齢化や離農により現在作付が行われている農地であっても貸出希望農地は増加すると予測される。しかし、農業従事者の減少、担い手への農作業委託の集中など農地維持に供する労働力不足などから、今後は担い手の受託面積は増加しにくいと予想される。
2. 耕作放棄地解消については着実に進んでいるが、新たな耕作放棄地の発生及び農地判定のA分類からB分類への移行増加が目立つ。また、A分類農地が減少する傾向があり、解消面積の伸びは鈍化している。

【活動目標】

1. 関係機関による情報共有を進め、効率的な農地維持について検討を行う。現状の農地貸借契約の維持を図るとともに、農地中間管理事業を用いた農地の交換分合による作業性が高い農地とすることで担い手の受託面積増加を目指す。担い手不足の地域では担い手の育成を進めるとともに、地域の組織（集落）を中心とした農地の集積、維持をすすめる。
2. 認定農業者や生産部会への事業の推進、実施支援を行う。

【関係機関との連携（活動体制・役割分担）】



【活動経過】

1) 担い手への農地集積

ア 農地中間管理事業による農地流動化推進

(ア) 推進チーム会の開催

スケジュール、推進対象および課題等に加え、本事業5年後見直し方向性（地元コーディネーター役との連携強化、人・農地プラン実質化および地域振興施策の総合・横断的推進等）について協議した。

(イ) 地域限定プラン作成支援

農地集積協議会設立を目指す集落について、設立支援（申請作業、外周エリア検討、同協議会設立シナリオ立案および集積率向上等）に加え、担い手への集積を加速させる環境整備および集落維持・活性化のため集落ニーズに応じた地域振興施策（集積積み増し、水田畑地化・露地園芸拡大、集落営農、鳥獣害対策、日本型直接支払制度フル活用、小規模施設補修および基盤整備等）実現に向けた支援を行った。

あわせて同協議会を過年度設置した集落に対してステップアップを目指し、維持管理支援として同様に県施策を推進した。

イ 担い手の育成支援

茶業部会について、規模拡大意向のある茶生産者と農地の集積等について個別に検討を行った。

(2) 耕作放棄地の解消

農地中間管理事業説明時にあわせて荒廃農地解消施策についても周知を行った。（かんきつ部会）

【普及活動の成果】

(1) 担い手への農地集積

ア 農地中間管理事業による農地流動化推進

(ア) 推進チーム会の開催

チーム内で推進手法（推進対象、地域集積協力金獲得スケジュール、申請作業会の実施体制および農委・推進委員との連携手法等）を共有できた。

また、5年後見直し方向性については、農委・推進委員の地元コーディネーター法制化に向けてさらなる機構との一体的な事業推進（本事業＋地域振興施策）の機運が関係機関内で醸成された。

なお、佐世保市では農委・推進委員の半数程度は地域振興施策に関与する体制を構築できた。

(イ) 地域限定プラン作成支援

南部地域普及課単年度目標149ha（佐世保123佐々14小値賀12）に対し、配分見込み107.4ha（佐世保72.9佐々14.8小値賀19.7）となり、1地区（船ノ村）のプランについて作成し、今後3地区（知見寺、前平、横手）を作成する見込みとなった。

なお、県北全体目標296haに対し、実績見込み312.1ha（平戸市158松浦市46.7）となり、目標達成する見込みとなった。

維持管理支援を初めとする県施策推進については、水田畑地化・露地園芸拡大（崎岡、里美、横手、前平、宮、瀬道、船ノ村）、集落営農への発展（田の頭、太郎浦・里美・戸平田ほか柚木エリア全体、前平、横手、船ノ村）、鳥獣害対策強化（船ノ村）、日本型直接支払制度フル活用（広域化、法面对策、新規設立）（里美ほか柚木エリア、前平、横手）、小規模施設補修（前平）および基盤整備（崎岡、横手、前平、宮、瀬道、牛石）の動きを捉えることができた。

イ 担い手の育成支援

茶業部会については、規模拡大意向農家へ2haの農地集積を行った。

(2) 耕作放棄地の解消

農業者会合の機会（農委ブロック会議、各土地改良区理事会・総会および認農総会等）を狙った県施策推進（地域集積協議会の維持管理含む）および平成30年度新規採択基盤整備宮長地区（荒廃樹園地の集団的解消・入植者主体の受け手体制）の波及効果により、関係機関含めた宮全体の営農を考える機運およびかんきつ部会宮地区の若手農業者より瀬道エリアを中心とした基盤整備要望の機運が高まり、定期的な勉強会を開催する運びとなった。

【対象の声】

これまでどおり積極的に対応いたします。（佐世保市東部地区土地改良区連絡協議会事務局長）

【今後の課題】

（１）担い手への農地集積

ア 農地中間管理事業による農地流動化推進

推進チーム会の開催

平成31年度における本事業推進を取り巻く環境が厳しさを増すなか（推進対象の枯渇等）、チーム会で連携して推進対象の掘り起こし等協議するとともに、農委法改正を背景とした農地利用最適化推進委員制度の更なる活用をねらい、農業会議から農業委員会への本事業最優先に向けた指導をさらに徹底させる。

また、5年後見直しの法改正を視野に、これまで以上に本事業および地域振興具施策への農委・推進委員の関与を求めていく。

（イ）地域限定プラン作成支援

地域集積協議会設立を目指す集落については、平成31年度における申請スケジュール感をもって引き続き推進する。

あわせて過年度設立の同協議会についても引き続き機構法第26条に示された「農業者等の協議の場」に参加して（推進チーム会の出張部隊）人・農地プラン（エリア限定版）を更新するなかで集落課題を汲み取り、ニーズに応じた具推進施策を落とし込んでいくことで担い手への集積を加速させる環境を整え、集落維持・活性化に向けて支援していく。

また、過年度および現年度処理できなかった未相続ストック案件については、基盤強化法改正を踏まえて、その母数を把握するとともに、計画的に本事業に誘導する。

イ 担い手の育成支援

茶業部会については、産地ビジョンの検討を更に行いマップを更新する。

（２）耕作放棄地の解消

耕作放棄地解消事業については、国庫および県単ともに廃止の流れとなるなかで、基盤整備を契機とした集団的解消にシフトし（宮長モデル）、総合・横断的な取り組みを進める地域振興具施策の一つとして推進していく。

【成果の活用及び普及活動上の留意点】

1. 農地中間管理事業の活用では、借り手だけでなく農地の出し手に対する十分な説明かを行うことが事業推進に繋がる。また、産地計画や地区ごとの人・農地プランに基づく地域と一体となった農地流動化の推進が必要。
2. 耕作放棄地調査において、A分類耕作放棄地の面積が減少し、B分類が増加する傾向にある。そのため有効活用できる農地を精査し、特に集団化した耕作放棄地等については事業等を活用し解消できないか関係機関と協力し検討していく必要がある

【発表・参考資料】

なし。